

## 三つの山辺諸公手実をめぐって

A Theoretical Note on Three Progress Reports (“*Shujitsu*”)  
Which Were Said to Have Been Written by “*Yamabe no Morokimi*”

IIDA Takehiko

飯田剛彦

### はじめに

正倉院からは相当数の奈良時代の文書が流出している<sup>(1)</sup>が、ほぼ同じ内容を持つ2点が残る例は珍しい。今回取り上げる山辺諸公手実2点がそれで、一つは天平20年5月20日付の手実（以下、A手実〔正倉院文書拾遺26〕。正倉院文書拾遺は、以下拾遺と略す）、もう一つは同年6月25日付の手実（以下、B手実〔拾遺27〕）である。これらについては、すでに大平聡氏による考察があり、B手実はA手実を元に作成された偽文書であるとの見解が示されている<sup>(2)</sup>。

平成23年（2011）にこれらは共に国立歴史民俗博物館の所蔵となり、報告者も実見する機会を得た。屋上屋を重ねる感はあるが、今回は周辺問題を含めてこれら二つの手実について考察した結果を報告したい。

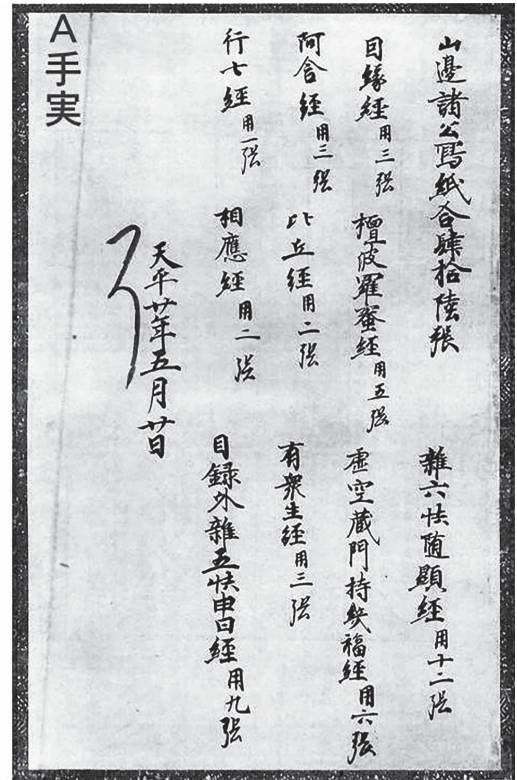
また、今回の報告にあたり、国立歴史民俗博物館の小倉慈司准教授より、昭和53年（1978）に東京国立博物館で開催された「特別展 日本の書」の展示図録（昭和53年10月、東京国立博物館）に、天平9年（737）7月18日の日付を持つ「山辺諸公手実」が掲載されている、とのご教示を得た。この手実（以下、C手実）についても併せて考察を加えたい。

### 1. 二つの手実（A・B手実）の真偽について

まずは、最初に取り上げる2点（A・B手実）の写真と釈文を掲げる（挿図①・②）。

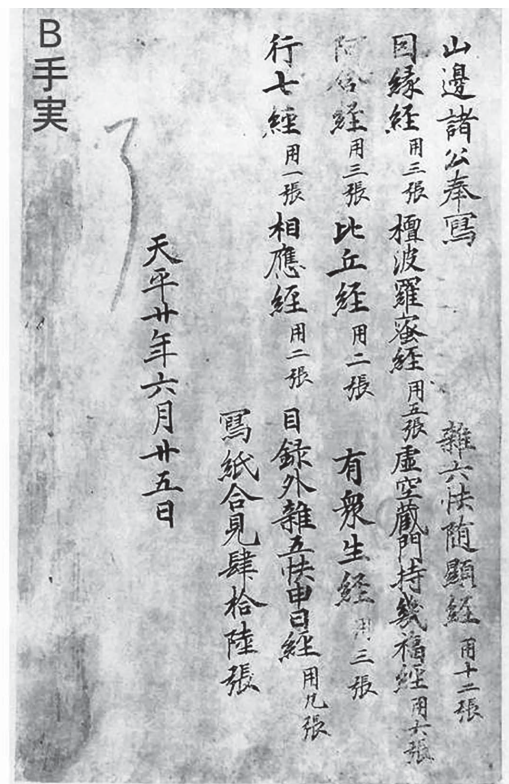
大平氏が先述のように結論付けた根拠は、B手実にいくつかの不審な点が見えることである。それは、①他の手実と比べて大きな楷書で整然と描かれている、②古色付けされたような料紙で、紙の黄バミや文字の濃淡にムラがある、③日付が布施申請日以降である、の3点にまとめられるが、中でも③の根拠が決定的であるとされる。即ち、B手実と関連する布施申請解（続々修42-1・正集16裏、大日本古文書二十四402～403・三97～101）の日付は6月13日であって、写経所で布施算定及び布施申請解作成の基礎資料となる手実の日付がそれ以降の6月25日ということは有り得ないのである。よって、よほど特殊な事情を想定しない限り、B手実が偽文書であることはほぼ確実といってよいであろう。但し、その「特殊な事情」が存する可能性も皆無ではなく、他の角度からA・B手実それぞれの真偽について検討する余地は残っているように思われる。

流出した史料へのアプローチとしては、①関連史料との内容上の整合性の検討、②書式・表現の



山邊諸公寫紙合肆拾陸張  
雜六帙隨顯經用十二張  
目録經用三張 檀波羅蜜經用五張  
阿含經用三張 比丘經用二張 虚空藏門持幾福經用六張  
行七經用一張 相應經用二張 有衆生經用三張  
目録外雜五帙申日經用九張  
天平廿年五月廿日  
了

插图① A手実—天平20年5月20日山邊諸公手実(正倉院文書拾遺26)の写真と釈文



山邊諸公奉寫  
雜六帙隨顯經用十二張  
目録經用三張 檀波羅蜜經用五張  
阿含經用三張 比丘經用二張 虚空藏門持幾福經用六張  
行七經用一張 相應經用二張 有衆生經用三張  
目録外雜五帙申日經用九張  
寫紙合見肆拾陸張  
天平廿年六月廿五日  
了

插图② B手実—天平20年6月25日山邊諸公手実(正倉院文書拾遺27)の写真と釈文

検討、③文字の検討、④物理的な情報（料紙・印肉材・破損・汚れ等）の検討が必要となる。まず①について、この山辺諸公手実天平18年（746）正月から同20年5月に実施された後写一切経書写事業（最終決算は天平勝宝元年）に属するものであり、対応する手実帳（続々修1-4）に同人の夏季手実認められず、流出の可能性が高い。挙げられた書写経巻名と個別の料紙数についてはA・B手実の間で一致し、関連帳簿である充本帳（該当部分は正集38裏、大日本古文書十478～481）の内容とも齟齬はない。日付については先述のとおり、布施申請解との照合の結果、B手実に問題があることが判明している。以上より、関連史料との照合ではA手実是真的流出文書であると考えてもおかしくはない。

②の書式・表現について、⑦A手実が書写総紙数を冒頭に掲げるのに対し、B手実は個別経巻に関する記載を終えた後に記す、⑧書写総紙数の記述で、A手実が「寫紙合肆拾陸張」とするのに対し、B手実は「寫紙合見肆拾陸張」とするなどの違いが指摘できる。正倉院文書において、⑦ではA手実の方が一般的であるが、B手実のような場合もない訳ではない。⑧ではA手実のものは頻出する表現で、問題はB手実で「見」が紙数に直接かかる表現である。「見」「現」「今」は「写」「用」などの動詞にかかるのが通例であり、B手実のような例は正倉院文書全体でも五指に満たない。

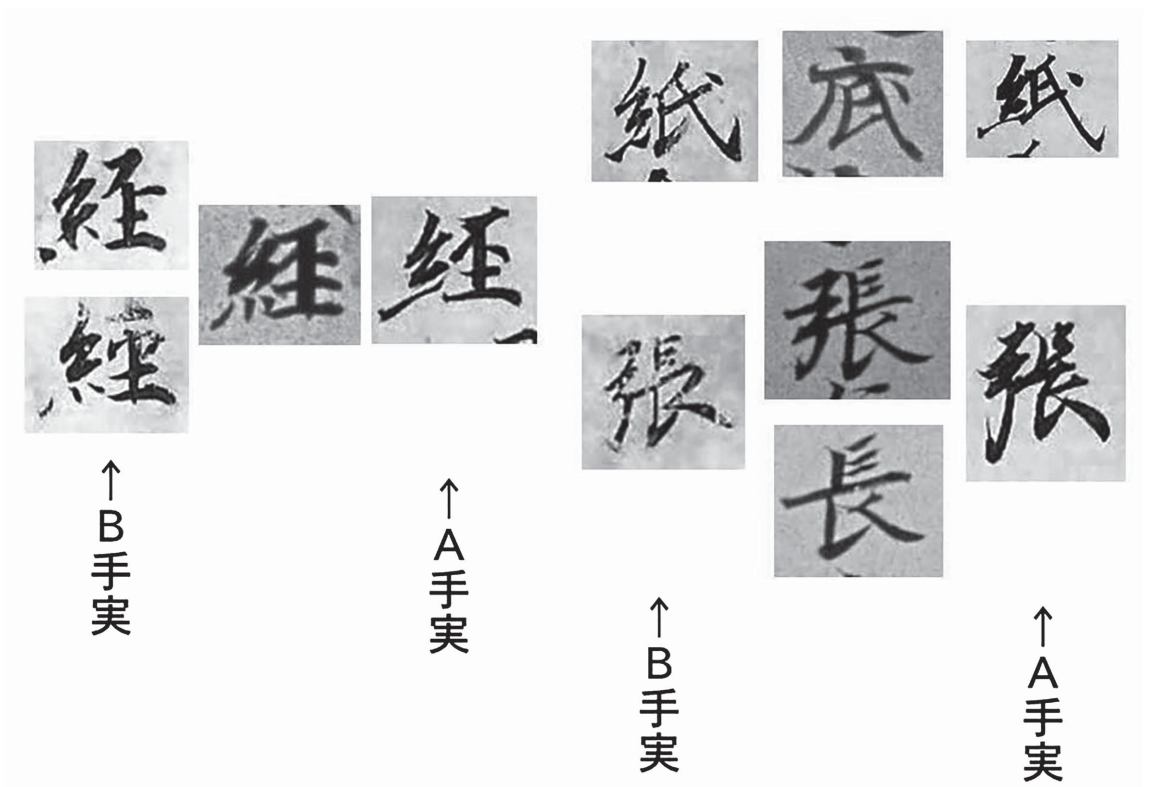
③の文字については、他の山辺諸公の筆跡との比較が可能である。即ち、同人手実は庫内に8点あり、また、聖語蔵に神護景雲二年経として整理された今更一部経にも、諸公書写と考えられる経巻が25巻存する<sup>(3)</sup>。ここでは、経巻とA・B両手実から特徴的な文字を抽出して比較した図を掲出する（挿図③～⑥）。中心に経巻から引いた諸公の筆跡と推定しうる文字を置き、左右にA・B両手実の文字を配する。なお、検討対象とする文字が経巻に見出せなかった場合には、偏や傍の一致する文字を便宜的に引いた。筆画の角度・長さ・配置、間隔の取り方、左右のバランス、筆勢等を詳細に検討したところ、A手実の文字は諸公の書き癖と同じ傾向を示すのに対し、B手実の文字には類同性を見出し難いことが判明した<sup>(4)</sup>。

④の物理的痕跡についていえば、A手実右端には糊痕が残るが、他の流出文書・続々修1-4いずれともかつての貼継を確認するには至らなかった。料紙に関しては、両手実とも奈良時代のものとしても特段問題ないように思われる。B手実が偽文書であるならば、古い時代の料紙を利用した可能性を含めて検討せねばならない。なお、B手実には黒ずみや糊汚れ等、古色付けを行った痕跡が認められるが、古色付けの有無は文書の真偽の判定とは直接関わらない。

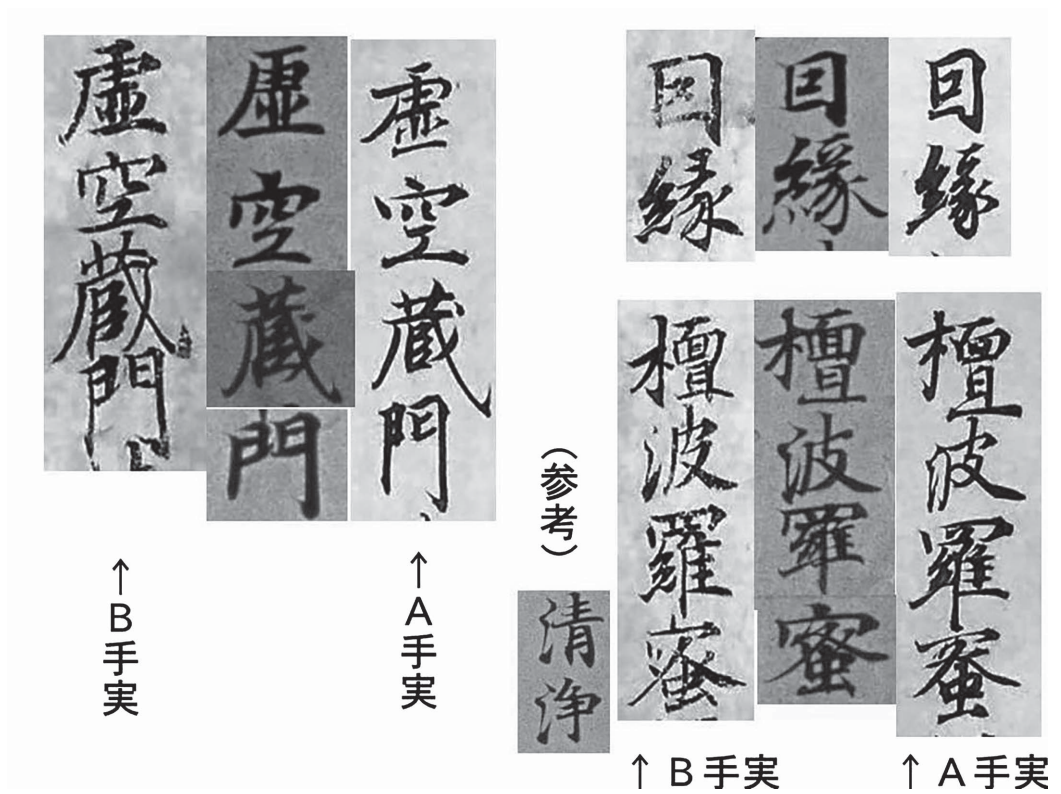
以上、総合的に考えるならば、A手実は正倉院から流出した文書で、B手実はそれを元に他の手実の情報なども参照しながら作成された偽文書である、という大平氏の結論は、穏当なものと思われる。

## 2. 天平20年後写一切経春季・夏季手実帳の検討

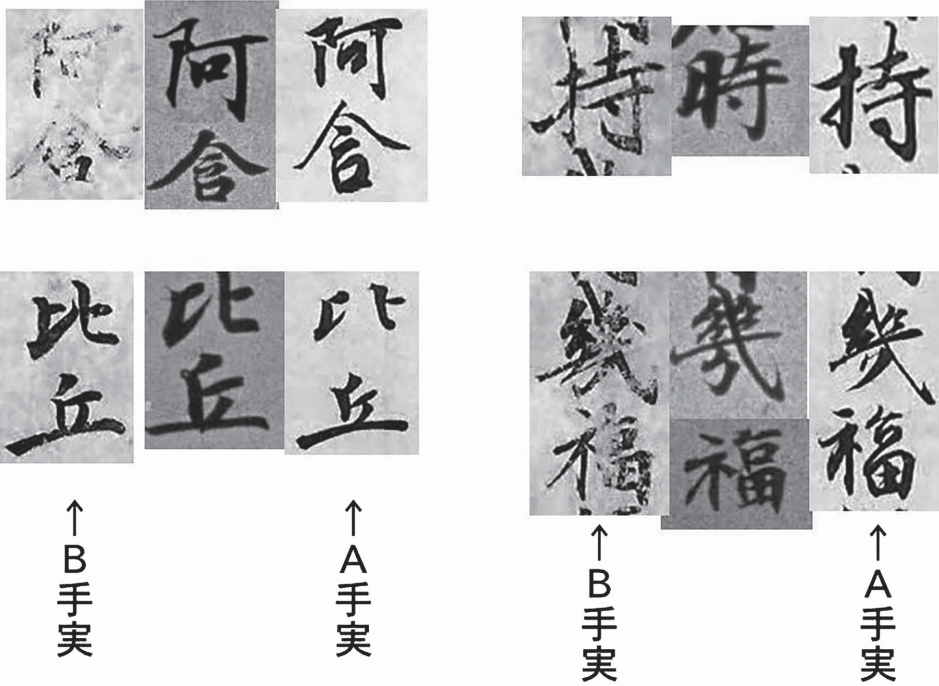
当該手実が抜き取られたもとの手実継文は、続々修1-4に整理されている（天平20年〔748〕3月27日角恵麻呂手実〔大日本古文書十237〕のみ、続々修23-4に収められている）。この巻は、かつて別々に成巻されていた天平20年の手実継文（後写以外に五月一日経〔常写〕と問写経のもの）が、続々修成巻時に新補紙挿入もしくは直接貼継でまとめられたものである。うち、後写一切経天平20年春季・夏季手実帳は、第1～38紙、第77～83紙（大日本古文書十133～153、168～172）



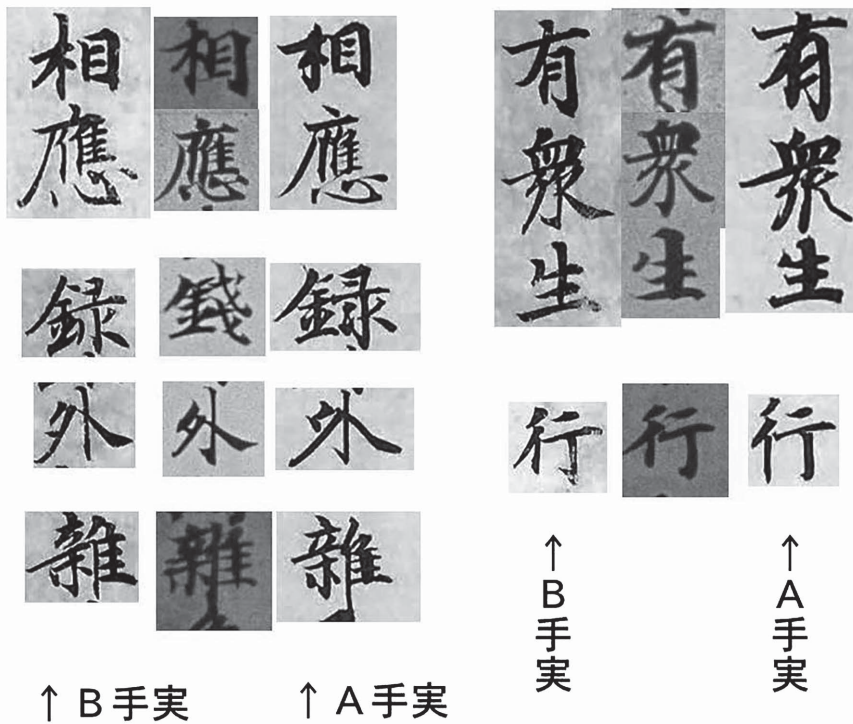
挿図③ 山辺諸公の文字とA・B両手実の文字との個別比較1



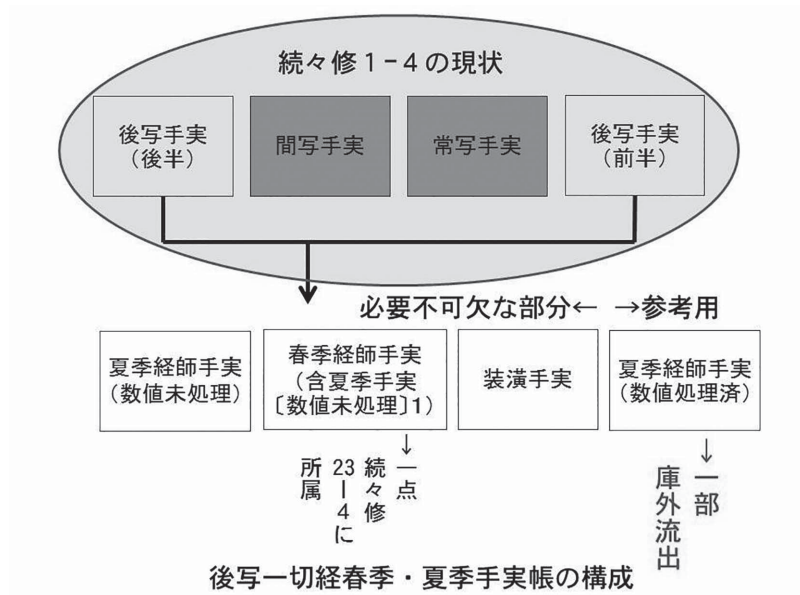
挿図④ 山辺諸公の文字とA・B両手実の文字との個別比較2



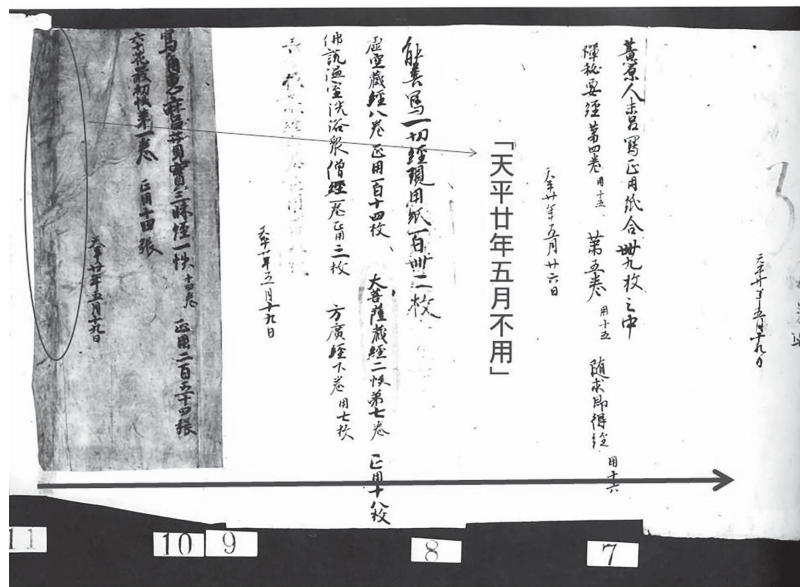
挿図⑤ 山辺諸公の文字と A・B 両手実の文字との個別比較 3



挿図⑥ 山辺諸公の文字と A・B 両手実の文字との個別比較 4



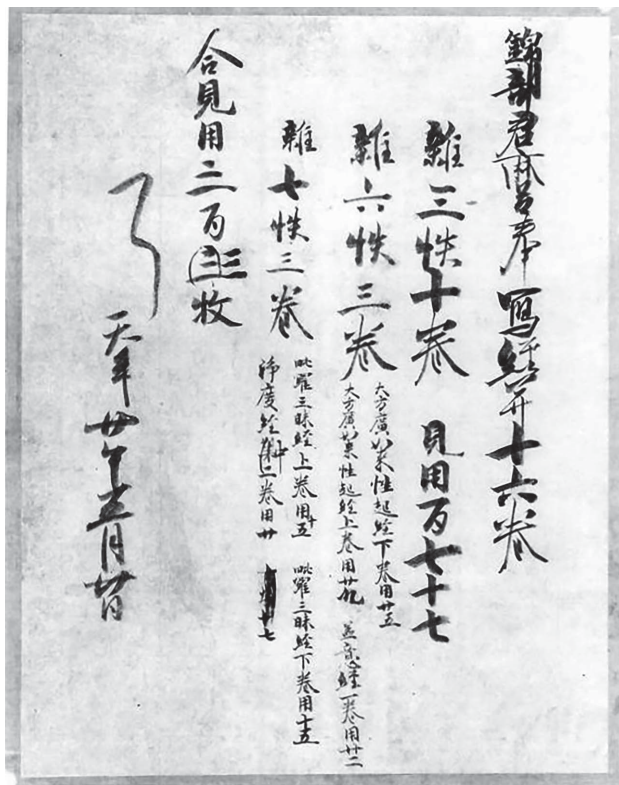
挿図⑦ 続々修1-4の現状と後写一切経春季・夏季手実帳(天平20年)の構成



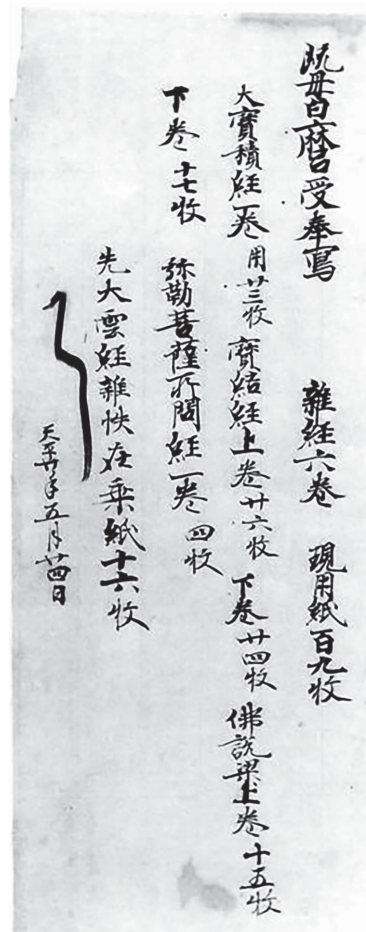
挿図⑧ 後写一切経夏季経師手実継文(数値処理済)末尾の朱筆書き入れ

<sup>(5)</sup>である。なお、続々修1-4の現状と天平20年後写一切経春季・夏季手実帳の構成を挿図⑦に示す。

天平20年の後写一切経の手実は春季分がまずまとめられたが、事業の最終段階にあったため、それに基づく布施支給の準備を中断して夏季分と合算して支給することになった。現状の手実継文はその経緯を反映しており、春季手実(第78紙まで)の後ろに夏季手実が継がれるが、この夏季手実は同じ経師の春季手実が存在しないものに限られている。春季手実が存在する場合には、合算した紙数が春季手実に追記され、夏季手実は既に数値処理済みの参考資料として春季手実の前に継がれた(数値処理済みの夏季手実には「了」の追記があり、その継文末尾にあたる角恵麻呂手実には「天平廿年五月不用」の追記もある〔挿図⑧〕)。何らかの事情で夏季手実が作成されなかった経



挿図⑨ 天平 20 年 5 月 20 日錦部君麻呂手実  
(正倉院文書拾遺 25, 天理大学附属天理図書館蔵)



挿図⑩ 天平 20 年 5 月 24 日  
既母辛白麻呂手実  
(正倉院文書拾遺 61, 天理大学附属天理図書館蔵)

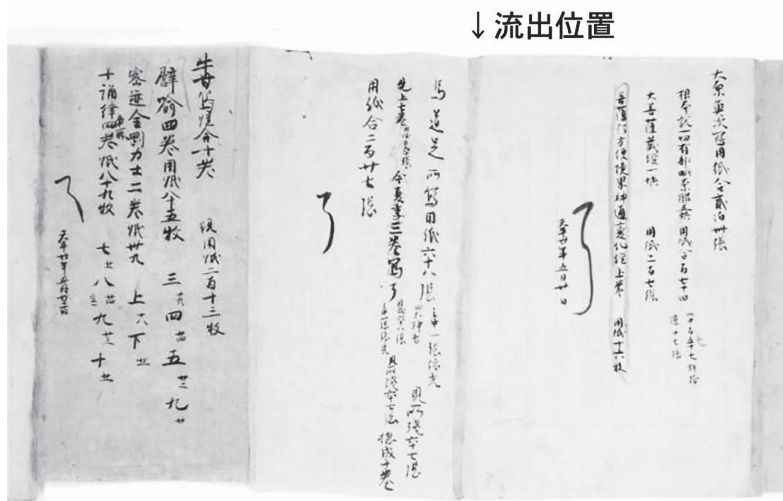
師については、春季手実に夏季の作業内容を追記して済ませているケースもある。このような追記のある手実には春季手実の中でも継文後半部に偏って残る。

現在、同継文から流出した可能性のある手実としては、諸公手実のほかに天平 20 年 5 月 20 日錦部君麻呂手実（拾遺 25，天理図書館蔵・佐佐木信綱旧蔵，大日本古文書二十四 481。挿図⑨），天平 20 年 5 月 24 日既母辛白麻呂手実（拾遺 61，天理図書館蔵〔「天平余光」〕・佐佐木信綱旧蔵，大日本古文書二十四 482。挿図⑩）が確認されている<sup>(6)</sup>。他に、同継文で春季手実に夏季分作業紙数の合算追記があるものの、処理済みの夏季手実が見当たらない例として、もう 1 点、史戸木屋万呂手実を挙げることができる。この手実には未確認であるが、流出した可能性が極めて高い。

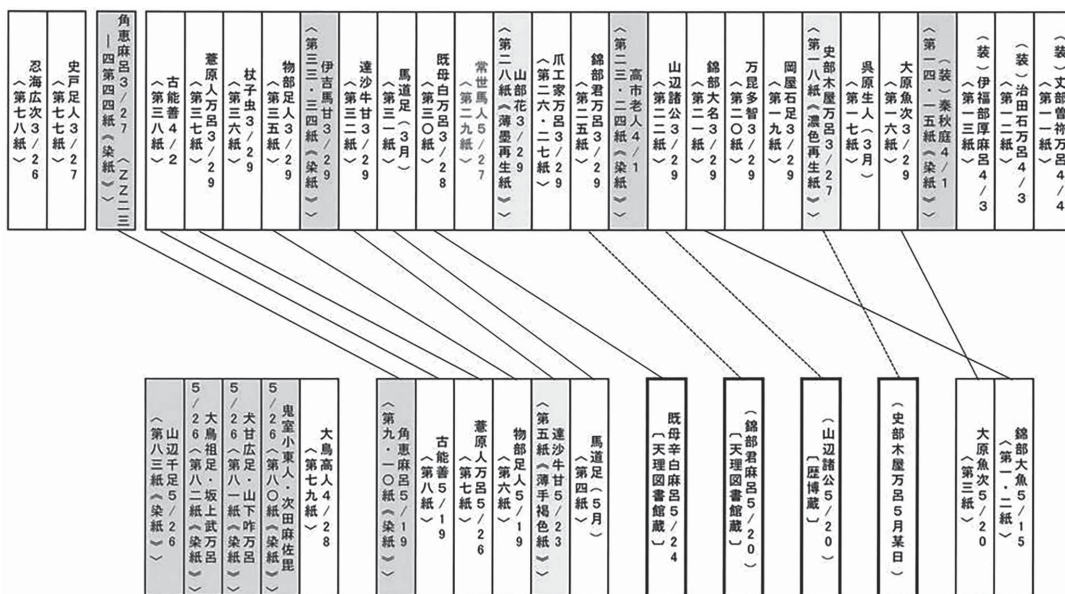
この史戸木屋万呂分を含めた、4 通の流出した手実の原位置についてであるが、いずれも作業紙数合算処理済みの夏季手実であり、継文の冒頭部（現状で夏季分は続々修 1-4 第 1~9 紙）から抜き取られたものと考えられる。また、続々修整理以前の状態を示す未修古文書目録<sup>(7)</sup>によれば、明治時代には第 1~3 紙と第 4 紙以降が分かれた状態になっており、抜き取りはこの間で行われたもの

と推定できる(挿図⑪)。

続々修1-4に残る分についてみるならば、事務処理上の都合であろうか、夏季と春季の手実継文において、その貼継順はほぼ一致している(挿図⑫)。それに則れば、続々修1-4第3紙と第4紙との間に、史戸木屋万呂、山辺諸公、錦部君麻呂、既母辛白麻呂手実の順で流出した手実が収まる状態であったことが推定できる。第3紙左端裏は糊痕があって紙繊維の剥がし取られた状態が顕著であるが、現存する流出した手実の右端にその痕跡は窺えないこと、既母辛白麻呂手実と続々修1-4第4紙馬道足手実との接続は紙片の付着等で確認されたことなどから、この推定も強ち実態と乖離したものではないと思われる。



挿図⑪ 続々修1-4後写一切経手実帳(天平20年)の断簡流出位置

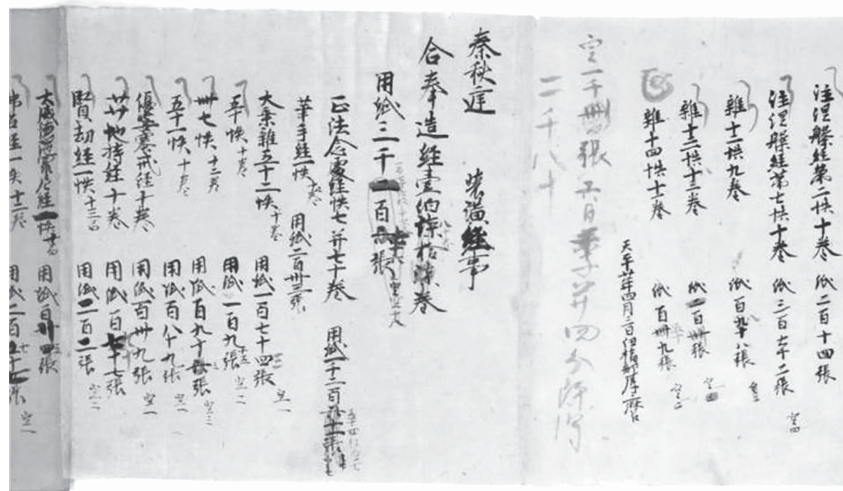


挿図⑫ 後写一切経春季手実(上段)と夏季手実(下段)の貼継順における対応関係  
(○/○は日付。紙数は続々修1-4のもの)

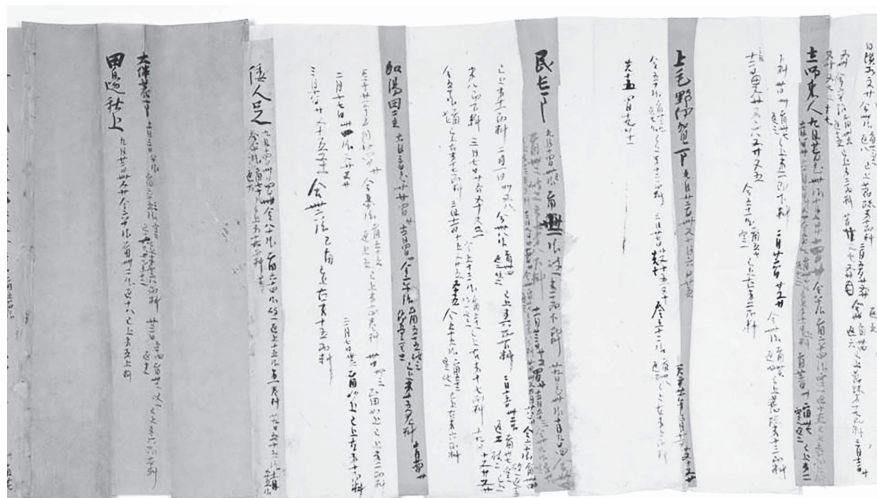


なお、今回の検討で気づいた点として、手実継文における染紙利用の意味について若干指摘しておきたい。端継紙や写経料紙の反故など、手実には様々な種類の料紙が利用されている。これまで特段の注意を払ってこなかったが、この後写一切経の天平20年手実帳については濃色の染紙を継文内の区切りとなる箇所を使用していると考えられるのである。具体的には、作業紙数合算処理済みの夏季手実の最後（第9・10紙角恵麻呂手実）、装潢手実の最後（第15紙秦秋庭手実。挿図⑬）、巻末の夏季手実（第80～83紙鬼室小東人等手実）などである。

ちなみに、続々修6-1の寺花嚴疏本并筆墨紙請充等帳（大日本古文書十82～109）は同時期（天平20～21）の所謂口座式の帳簿であるが、随時記載を書き込む際の基準となる経師名の部分に細く切った染紙を利用するなどの工夫が認められる（挿図⑭）。続々修1-4についても、卷子状の媒体で必要な情報を速やかに探し出す工夫として、上記のような染紙の利用が行われたのであろう。



挿図⑬ 続々修1-4 後写一切経手実帳（天平20年）における装潢手実部分末尾の染紙使用



挿図⑭ 続々修6-1 寺花嚴疏本并筆墨紙請充等帳（天平20・21年）における染紙使用

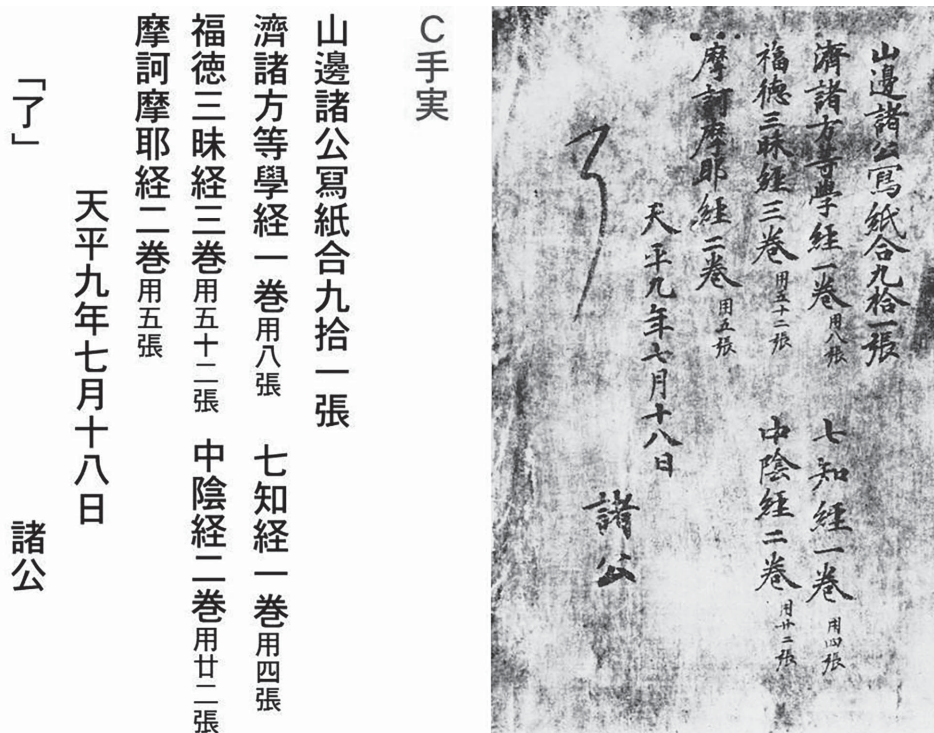
明確な意図は不明ながら、続々修1-4には他にも染紙を用いた手実が存する。なんらかの作業の区切りを示す可能性があり（具体的には、「了」字の追記が染紙を境に墨から朱に変わる、日付が染紙を境に遡るなどの変化が見出せる）、継文の段階的な形成過程を解明する上で手掛かりとなり得る。

### 3. 天平九年七月一八日山辺諸公手実(C手実)について

最後に、これまであまり取り上げられたことのない、天平9年(737)7月18日山辺諸公手実(C手実)について検討を加えたい。まずは、以下に写真と釈文を掲げる(挿図⑮)。

この手実が掲載された展示図録には所蔵先の情報などはなく、また、この手実は『正倉院文書拾遺』にも採録されていない。よって、展示図録所掲の図版によって確認したのみであるが、この手実にはいくつかの不審な点が見出せる。以下、簡条書きで不審な点を指摘する。

- ①手実冒頭に記載された書写総紙数が「九拾一張」と表記されている。普通の数字と大数字の混在は、古代の文書であれば通常あり得ない。
- ②個別経巻に関する記載で、巻数表示の仕方が腑に落ちない。記載された経巻について正倉院文書記載の紙数を検じた結果を考慮すれば、3行目上段の「福德三昧経三巻〈用五十二張〉」は三巻分の紙数の合算のようであるが、4行目上段の「摩訶摩耶経二巻〈用五張〉」は合算値としてはあり得ない(そもそも同経は1巻で27~30紙程度が通例)。しかし、「…巻」が巻次を示すとす



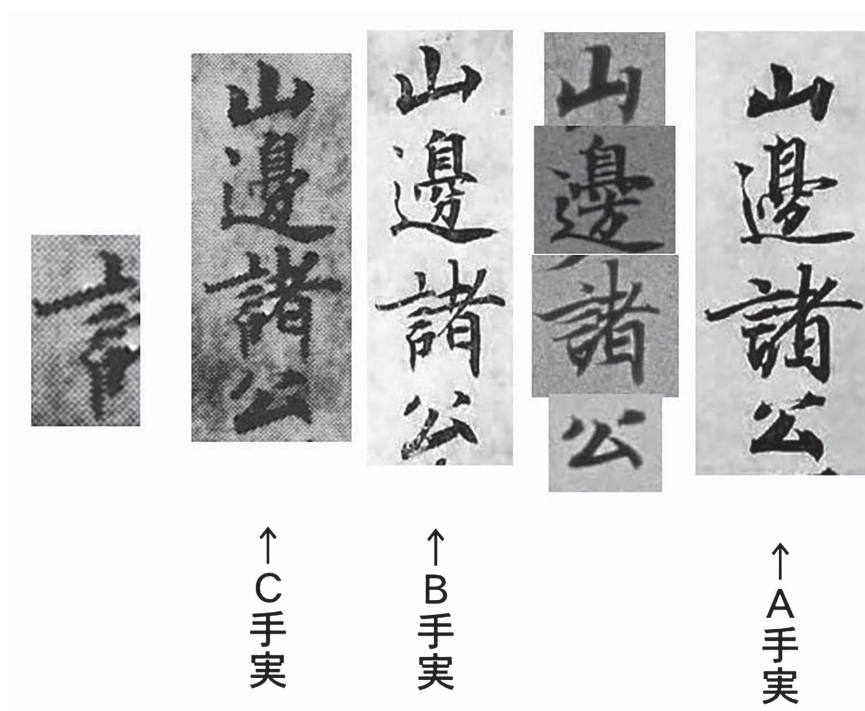
挿図⑮ C手実—天平9年7月18日山辺諸公手実の写真と釈文

れば、2行目下段は「七知経〈用四張〉」のように示されるべきで、この手実のように「七知経一卷〈用四張〉」とは記さないはずである（通例3紙程度の経巻で、異本であるとしても分巻第1巻とは考え難い）。

- ③冒頭に名前を記した上に、末尾に署名のように「諸公」と記す例を他に知らない（通常、後者は勘検者の署名位置である）。
- ④正倉院文書に確認される最も古い手実は天平11年（739）の年紀を有するものであり、天平9年の手実は1点のみ飛び抜けて古い。また、関連帳簿も全く存在せず、孤立した存在である。
- ⑤早い時期の手実（天平11年のものなど）には、経師が受領した紙数を記載するのが一般的である<sup>(9)</sup>。これは当時の手実が写経用紙の管理に重点を置く帳簿であったためと評価されるが、天平9年の年紀を有するにも拘わらず、C手実には受紙数に関する記載はない。本報告で扱った天平20年の後写一切経手実は、布施支給の基礎資料としての性格が強いとされ、支給に直接関わる「見用」紙数のみが記される場合が多いが、C手実はこの形である。

以上、このC手実にはB手実同様不審な点が多い。そして、記載された文字についてB手実と書き癖を比較したところ、両者に共通点が見出された（挿図⑯）。即ち、この手実は、B手実と同じ者の手によってA手実を元に偽造された可能性が高いのである。図版のみからの判断であるが、紙面が極端に汚れており、B手実と似たような古色付けが行われた形跡もある。

書式においては、1行目の書き方（「山邊諸公寫紙合…張」）はB手実ではA手実のそれに改変を加えているものの、C手実ではそのまま採用している。C手実は、年紀と書写経巻の内容に大幅



挿図⑯ 山邊諸公の文字とA・B・C手実の文字との個別比較

に手を加えたので、形式に関してはB手実のようにA手実のものを改変しなくてもよいと考えたのであろうか。また、「了」の書入れは、報告内容を春季手実へ転記済みであることを示す、後写一切経夏季手実特有の追記であるが、特段考慮せずに偽文書にも加えてしまったようである。これらのように、C手実をB手実と同じ偽文書と考えることで合点のいくことは多い。

何故、山辺諸公の手実のみで複数の偽文書が作成されたのか、という点については成案を得ていないが、A手実と近接した位置から流出した、錦部君麻呂手実と既母辛白麻呂手実がいずれも佐佐木信綱旧蔵とされるのに対し、A手実は別の所蔵者の許に流れた（或いは、流出させた本人がそのまま所蔵した）らしいことと関係があるかもしれない。C手実の偽造時には、A手実に抛らない、経巻名と紙数に関する情報が求められたはずであるが、偽造者がそれをどこで入手したかという問題を含め、様々な可能性を探る必要がある。

## むすびにかえて

今回、正倉院から流出した手実1点と、それを元に偽造されたと考えられる手実2点について考察を加えた。ささやかではあるが、本稿における成果を以下に掲げる。

1. 流出文書の真偽判定の為には、様々なアプローチを行う必要があることを示した。特に、確実性の高い筆跡との比較は、現物が存する以上、非常に有効な手段である。
2. 流出文書がかつて所属した手実帳の構造分析を行った。所在不明の流出文書の存在が明らかになり、流出文書を含めた手実帳の旧状が推定できた。
3. 手実帳の構造分析の過程で、染紙利用の意義について言及した。継文の形成過程を明らかにするヒントとなる可能性がある。
4. これまで取り上げられることのなかった、もう1点の諸公手実(C手実)に関する検討を行い、B手実と同じ手による偽文書であるとの結論を得た。

大量にある手実のうち、何故これらが抜き取られたのか、偽文書が作成された背景にはどのような事情があったのかなど、論じ残した点も多い。また、帳簿における染紙の活用というテーマについても今後更に掘り下げる必要性を感じる。

流出文書は、流出後に様々な改変（四辺の化粧裁ち、古色付け、偽印の押捺、表裏2枚への相剥ぎ等々）を被る場合のあったことが知られる。よって、実見によっても問題を根本的に解決する手掛かりが得られるとも限らない。今後も、様々な観点から検討を加えることで、流出文書に関する新たな知見が得られるよう努めていきたい。

## 註

(1)——流出文書については、国立歴史民俗博物館『正倉院文書拾遺』(1992)に大型図版及び解説と釈文が掲載されている。本稿で使用する流出文書の番号は同書に依拠している。

(2)——大平聡「正倉院文書の偽文書—二通の山辺諸公手実」(『古代文化』45-2, 1993), 同「いま、語り出す正倉院文書」(篠原義近編『道は正倉院へ』読売新聞社,

1989)。

(3)——宮内庁正倉院事務所で管理する、聖語藏経巻第四類神護景雲二年御願経(実、大半は宝亀年間の今更一切経)のうち、五分律巻5後半・6a #・6b #・7・9・10 (IDNo.1002~1007), 大方広仏華嚴経(旧訳)巻21 #・22・23a #~29a # (IDNo.1051・1053・1054・1056・1731・1058・1760・1058・1060・1062・1064・1066),

---

根本説一切有部毘奈耶卷 41～47・49・50 (IDNo.1496～1504) の合計 27 巻が山部諸公の書写によると推定される(拙稿「聖語藏経卷「神護景雲二年御願経」について」『正倉院紀要』34, 2012)。

(4)——B 手実が A 手実を手本に作成されたと推定すれば、文字についても特徴を似せて書いた可能性はあり、実際に大まかな傾向としては両手実の文字に似た部分は多い。但し、詳細に検討するならば、両手実は明らかに異筆であり、A 手実の文字の方が諸公の筆蹟との類同性が高い。

(5)——続々修 1-4 については、「年次報告 調査 5 古文書」(『正倉院紀要』27, 2005) に原本調査の結果が報告されている。

(6)——この 2 点については、一部の共同研究員諸氏と共に原本調査を実施する機会を得た。

(7)——拙稿「〈資料紹介〉正倉院事務所蔵『正倉院御物目録 十二(未修古文書目録)』(一)～(三)」(『正倉院紀要』23～25, 2001～2003)。

(8)——先掲(5)報告参照。なお、この報告の作成時点では既母辛白万呂手実については写真に基づく判断でしかなかったが、先掲(6)記載の調査時に原本で確認することができた。

(9)——大平聡「写経所手実論序説—五月一日経手実の書式をめぐって—」(皆川完一編『古代中世史科学研究』上, 吉川弘文館, 1998)。

飯田剛彦 (宮内庁正倉院事務所保存課, 人間文化研究機構連携研究員)

(2014 年 1 月 7 日受付, 2014 年 3 月 18 日審査終了)